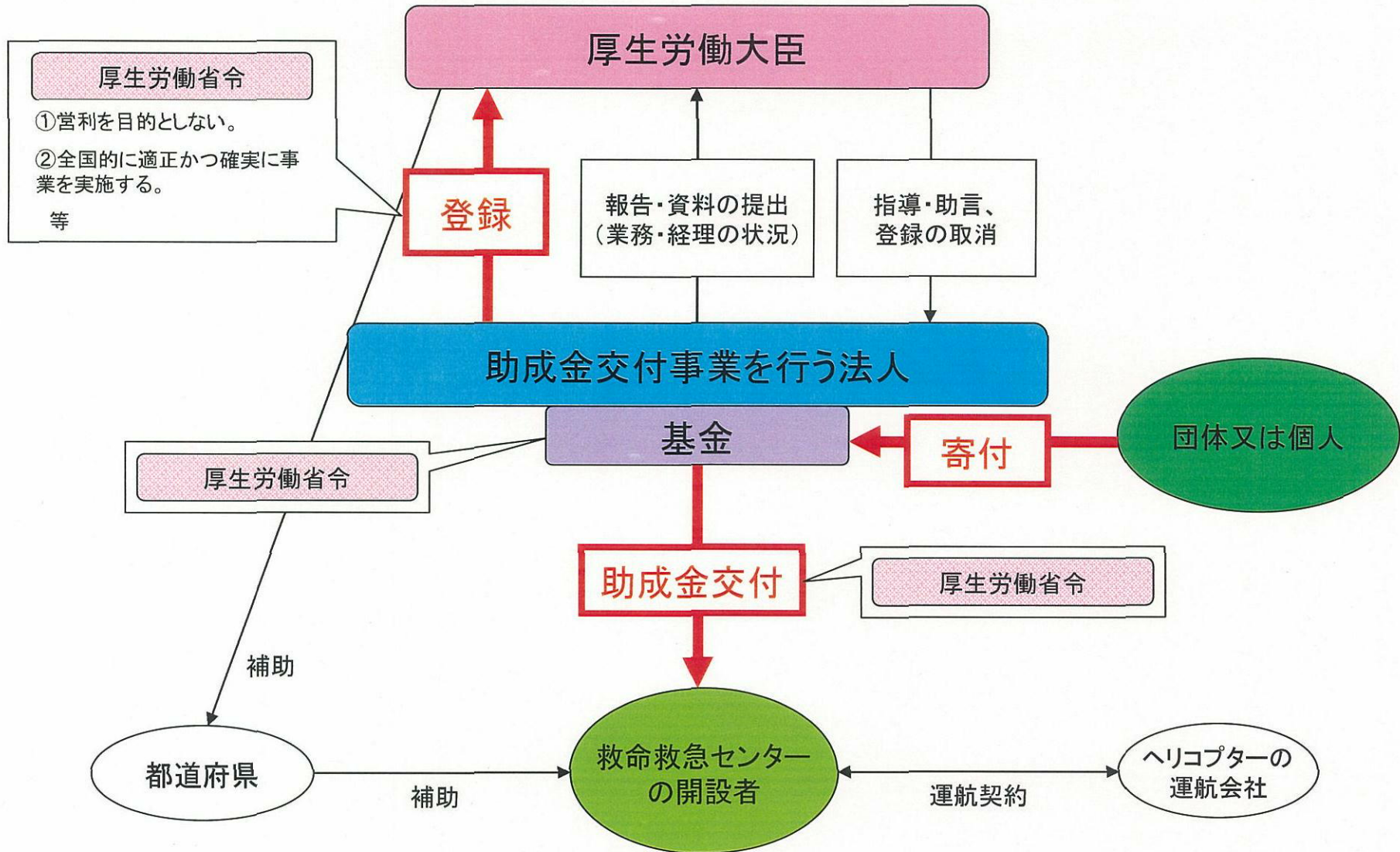


# 助成金交付事業制度(概念図)



(前のページより続き)

〔公 告〕

諸事項

官庁  
財団、司法書士・土地家屋調査士懲戒処分関係  
裁判所  
相續、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係  
会社その他

省 令

○財務省令第十四号

一般職の職員に給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百十八号)第二条の規定の施行に伴い、及び国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)第二十二條の規定に基づき、国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月二十六日

財務大臣 額賀福志郎  
国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員宿舎法施行規則(昭和三十四年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「別表第十」を「別表第十一」に改める。

附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十六号

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成十九年法律第百三十三号)第九條第一項、第三項各号及び第十四條の規定に基づき、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法に規定する助成金交付事業に係る登録に関する省令を次のように定める。

平成二十年三月二十六日

厚生労働大臣 舛添 要一

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法に規定する助成金交付事業に係る登録に関する省令

(助成金交付事業)

第一条 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成十九年法律第百三十三号)以下「法」という。第九條第一項の厚生労働省令で定める事業(以下「助成金交付事業」という)は、次の各号に掲げる費用に充てるための助成金を交付する事業であつて、營利を目的とするものでないものとする。

一 法第二条に規定する救急医療用ヘリコプター(以下「救急医療用ヘリコプター」という)の確保及びその運航のための整備設備に要する費用

二 救急医療用ヘリコプターの運航に要する費用

三 救急医療用ヘリコプターの運航の円滑化を図るための措置に要する費用

四 救急医療用ヘリコプターの運航に関する調査研究に要する費用

(登録申請)

第二条 法第九條第一項の登録を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 定款又は寄附行為(以下「定款等」という)。

二 法第九條第二項各号の規定に該当しない旨を説明する書類

三 次条及び第四条各号の基準に適合することを確認する書類

(法第九條第三項第一号の厚生労働省令で定める基準)

第三条 法第九條第三項第一号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 基金に管理者が置かれていること。

二 基金は、寄附金及び当該基金の運用により生じた収益をもつて充てられていること。

三 基金は、助成金の交付及びこれに要する費用並びに当該基金の管理及び運用に要する費用以外の費用に充てられていないこと。

四 助成金の交付に要する費用並びに当該基金の管理及び運用に要する費用の額は、実費を勘案して合理的であると認められるものであること。

五 基金の支出について、次条第五号の委員会の意見を聴取していること。

六 基金の運用状況に関する記録が作成されていること。

(法第九條第三項第二号の厚生労働省令で定める基準)

第四条 法第九條第三項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 役員に救急医療に関する識見を有する者が含まれていること。

四 特定の地域に偏ることなく全国的に助成金交付事業を実施すること。

五 医療、法律、会計等に関して識見を有する者であつて当該法人の役員、社員、評議員又は使用人でないものからなる委員会を設置していること。

六 助成金交付事業を適確かつ円滑に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

七 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員

の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。

八 社員その他の構成員、役員、評議員又は使用人及びこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族に対して特別の利益を与えないこと。

九 不適正な経理が行われていないこと。

十 当該法人につき法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

十一 定款等において、法第十二條の規定により登録が取り消された場合にその基金の全額を国、地方公共団体又は他の法第九條第一項の登録を受けている法人に贈与する旨の定めがあること。

十二 定款等において、当該法人が解散した場合にその残余財産を国、地方公共団体又は他の救急医療の充実を目的とする法人に帰属する旨の定めがあること。

(実施状況の報告)

第五条 法第九條第一項の登録を受けている法人は、毎事業年度経過後三月以内に、助成金交付事業の実施状況について厚生労働大臣に報告しなければならない。

附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十七号

国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令(昭和三十四年政令第四十一号)第一条第一項並びに第五條第七項及び第八項の規定に基づき、国民健康保険の事務負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月二十六日

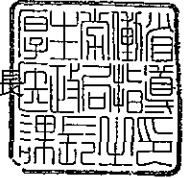
厚生労働大臣 舛添 要一



医政指発第0414001号  
平成20年4月14日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長



救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法に規定する  
助成金交付事業に係る登録に関する省令の施行について

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号。以下「法」という。）については、平成19年6月27日に公布され、同日一部施行されたところであるが、法第9条から第14条までに規定する助成金交付事業を行う法人の登録については、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法の一部の施行期日を定める政令（平成20年政令第60号）及び救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法に規定する助成金交付事業に係る登録に関する省令（平成20年厚生労働省令第46号。以下「省令」という。）が本年3月24日及び26日に公布され、本年4月1日に施行されたところである。

については、下記について、貴管下の関係団体等に対し、周知方願いする。

## 記

### 1 助成金交付事業に要する費用の種類（省令第1条関係）

省令第1条各号に掲げる費用の具体例は、以下のとおりとすること。

#### (1) 第1号関係

以下に掲げる救急医療用ヘリコプターの確保及びその運航のための基盤整備に要